

## 十勝南モデル地域圏域検討会規約（案）

### （名称）

第1条 検討会の名称は、「十勝南モデル地域圏域検討会」（以下、「検討会」という。）とする。

### （目的）

第2条 本検討会は、北海道総合開発計画の基本方針に掲げられている北海道型地域構造の保持・形成に向けた必要な事項の検討を行い、生産空間に住み続けられる環境づくりを推進することを目的とする。

### （十勝南モデル地域圏域）

第3条 十勝南モデル地域圏域（以下、「圏域」という。）の構成市町村は、帯広市、中札内村、更別村、大樹町、広尾町及び幕別町とする。

2 検討内容に応じ、座長は、圏域の構成市町村を追加することができる。

### （検討内容）

第4条 検討会の議題は、次のとおりとする。

- （1）北海道型地域構造に係る現状把握と課題に関すること。
- （2）生産空間に住み続けられる環境づくりのための施策検討及びその実施に向けた調整。
- （3）その他の北海道型地域構造の保持・形成のために必要な事項に関すること。

### （構成員等）

第5条 検討会の構成員は、別表1のとおりとする。

- 2 検討会に座長1名を置く。座長は、検討会の円滑な運営と進行を総括する。
- 3 座長は、必要に応じて、検討会構成員を追加・変更することができる。
- 4 検討会には、オブザーバーを置くことができる。また、オブザーバーは、必要に応じて追加・変更することができる。

### （ワーキングチーム）

第6条 座長は、各々の施策を着実に進めるため、必要があると認めるときは、ワーキングチームを設置することができる。

### （事務局）

第7条 検討会の事務局を、国土交通省北海道局、北海道開発局に置く。

- 2 事務局の構成は、別表2のとおりとする。

### （検討会の招集）

第8条 検討会は、事務局が招集する。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか、第2条の目的を達成するために必要な事項は、座長が検討会に諮り定める。

附則 この規約は、平成29年11月22日から施行する。

別表1 検討会構成員（第5条関係）

ファシリテーター、学識者 (五十音順)	一般社団法人 北海道総合研究調査会 理事長	五十嵐 智嘉子
	日本大学 特任教授	石田 東生
	前釧路公立大学 学長	小磯 修二
	帯広畜産大学 環境農学研究部門 教授	仙北谷 康
民間事業関係者 (五十音順)	帯広信用金庫 地域経済振興部長	秋元 和夫
	北海道更別農業高等学校 教頭	川嶋 修一
	広尾漁業協同組合 女性部連絡協議会 会長	城山 美津枝
	ナウマン温泉ホテル アルコ 236 支配人	菅原 政成
	中札内村観光協会 会長	豊岡 保行
	大樹町地域おこし協力隊	中神 美佳
	十勝バス株式会社 代表取締役社長	野村 文吾
自治体・行政機関	帯広市 市長	
	中札内村 村長	
	更別村 村長	
	大樹町 町長	
	広尾町 町長	
	幕別町 町長	
	北海道 十勝総合振興局 局長	
	国土交通省 北海道局 企画調整官	
	国土交通省 北海道運輸局 交通政策部 部長	
	国土交通省 北海道運輸局 帯広運輸支局 支局長	
	国土交通省 北海道開発局 開発監理部 次長	
	国土交通省 北海道開発局 帯広開発建設部 部長	

別表2 事務局構成（第7条関係）

事務局	国土交通省 北海道局 参事官室
	北海道開発局 開発監理部 開発計画課、開発調整課、開発調査課
	北海道開発局 帯広開発建設部